

尾張旭市選挙管理委員会（令和4年第4回）会議録

- 1 開催日時
令和4年6月17日（金）
開会 午前10時
閉会 午前10時25分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0人
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 堺和彦
- 7 議題
付議議案一覧のとおり
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第4回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、令和4年7月10日執行の第26回参議院議員通常選挙関係の7議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>（委員長あいさつ）</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p> <p>第3回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正</p>

	等はありますか。
委員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第14号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第14号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定により、投票所内の氏名掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員会がくじで定める順序によるとされています。このため、投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を公示日であります令和4年6月22日の午後7時と定めようとするものでございます。</p> <p>第14号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第14号議案について、何かご質問等はございませんか。

	(なし)
委員長	他にご質問等ないようですので、第14号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第14号議案は可決されました。 続きまして、第15号議案「開票の場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第15号議案「開票の場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第63条及び第64条の規定により、開票の場所を市の選挙管理委員会が指定した場所に設けることとなっているため、開票場所を尾張旭市総合体育館2階競技場（アリーナ）、日時を令和4年7月10日、午後9時と定めようとするものでございます。 第15号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第15号議案について、何かご質問等はございませんか。

	(なし)
委員長	他にご質問等ないようですので、第15号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第15号議案は可決されました。 続きまして、第16号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第16号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第62条第2項の規定により、公職の候補者は、開票立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができることされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選挙管理委員会がくじで定めた10人とすることになっております。また、同法第62条第6項の規定により、開票立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を令和4年7月7日の午後5時15分に定めようとするものでございます。なお、開票立会人の届出は同日の午後5時までとなっております。第16号議案の説明は以上でございます。

委員長	では、第16号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第16号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第16号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第17号議案「投票立会人の選任について」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第17号議案「投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て2人以上5人以下の投票立会人を選任しなければならないとされておりますので、別紙の一覧のとおり投票立会人を選任しようとするものでございます。</p> <p>選任につきましては、各投票区に2人とし、原則、前半・後半の2交代制として午後1時30分に交代することとしてい</p>

	<p>ますので、全部で84名の方に投票の立会をお願いすることになります。</p> <p>第17号議案の説明は、以上です。</p>
委員長	<p>では、第17号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第17号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第17号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第18号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第18号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、</p>

	<p>本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任しなければならないとされております。このため、期日前投票所の投票立会人を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。なお、別紙一覧の内容について、事前配布時には確定していなかった箇所がございますので、本日配布資料と差し替えていただきますよう、お願いいたします。</p> <p>第18号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第18号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、第18号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第18号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第19号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第19号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第37条第2項及び同法</p>

	<p>施行令第24条第1項の規定により、各投票所で投票に関する事務を担当する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者を、職務代理者は係長職員を充ててございます。</p> <p>第19号議案の説明は、以上です。</p>
委員長	<p>では、第19号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第19号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第19号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第20号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第20号議案「期日前投票所の投票管理者及びそ</p>

	<p>の職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第37条第2項の規定により、期日前投票所の投票管理者を、選挙権を有する者の中から、公職選挙法施行令第24条第1項の規定により、その職務を代理すべき者を選挙権を有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任することになっております。従いまして、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を別紙一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職務代理者は選挙管理委員会職員を選任してございます。</p> <p>第20号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第20号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第20号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第20号議案は可決されました。</p>

	本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。
事務局	○ 次回日程確認 令和4年6月21日（火） 午前10時から 302会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。